

平成 28 年 7 月 27 日

食の安全・市民ホットライン  
食の安全・監視市民委員会  
代表 神山美智子 様

N 所長

消費者から寄せられた「食品のネット販売」の疑問に関する要請書  
に対する回答について

2016 年 7 月 4 日付け 16FSCW 第 3 号により要請のあった標記の件について、下記のとおり回答します。

#### 記

1 当該事業者は、食品衛生法に基づく「みそ製造業」の営業許可を受けていない。当該食品について原材料及び製造工程を確認したところ、「みそ」には該当せず、また、その他の許可を要する食品にも該当しないことが判明した。

一方当該事業者は、今後、当該食品に新たな原材料を混合して、新商品を製造販売したい意向を示しており、それが「そうざい」に該当する可能性が考えられたため、「そうざい製造業」の許可申請を指導した。

2 「特定商取引に関する法律」については当事務所では所管していないことから、H の N 消費生活センターに指示を仰ぐよう助言を行った。

3 貴団体から指摘のあった Y のブログ記事において、「D」、「病気の方におすすめ」等々を標ぼうしていることは、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」第 68 条に違反することから、当該ブログ記事の訂正もしくは、削除を指導した。

4 表示について現品を確認したところ、一部不適正な箇所が見受けられたため、今後製造販売する商品について、適正な表示がなされるよう指導した。